

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則（平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「313円」を「354円」に改め、同表2の項中「349円」を「395円」に改め、同表3の項中「377円」を「427円」に改め、同表4の項中「401円」を「454円」に改め、同表5の項中「432円」を「489円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。